

## 令和2年度愛知県動物愛護推進協議会第1回会議議事録

1 日 時：令和2年9月28日（月） 午前10時から正午まで

2 場 所：愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者：

（委員） 矢部委員（会長）、吉永委員（副会長）、浅井委員、大羽委員、小川委員、鈴木委員、田中委員、丹委員、水谷委員、山本委員、脇田委員

（事務局）生活衛生課 高柳課長、森担当課長、池川課長補佐、黒坂主査、加藤技師  
動物愛護センター 山中業務課長

他、傍聴者1名

### 4 概要

#### （1）あいさつ

【生活衛生課 高柳課長】

委員の皆さま方に置かれましては、本日は大変お忙しい中、令和2年度愛知県動物愛護推進協議会第1回会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県では、人と動物が共生できるより良い社会の実現を目指しまして、2008年3月に策定しました「愛知県動物愛護管理推進計画」に沿って、狂犬病予防業務や動物愛護管理業務に関する施策に取り組んでいるところでございます。

本計画につきましては「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」、いわゆる基本指針に即して策定したものです。

現行の計画につきましては、2014年3月の基本指針の改正を受けて見直したものであり、2014年度からの10か年計画として策定をしております。

概ねこれを5年後を目途に見直しをすることとしておりまして、また、本年4月30日付けで国が基本指針を改正したことから、本年度に本計画を見直すこととしました。

本日は、これまでの6年間の取組みを振り返るとともに、本県の推進計画の改定方針等について協議いただきたいと考えております。

より実態に即した実効性の高い推進計画にしたいと考えておりますので、委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

#### （2）議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画の2019年度の進捗状況について

事務局 黒坂主査 進捗状況の概要を説明。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画（2014～2019年度）の点検結果について

事務局 黒坂主査 点検結果の概要を説明。

**【大羽委員】**

多頭飼育をしてしまう方の現状について、近所の人達は分かっていると思うが、それならばもっと早く手を打つことはできないのかと疑問に思う。行政が踏み込めない場所もあると思うが、そこを踏み込めるような形にできないものか。

**【事務局】**

多頭飼育問題は動物だけでなく周辺住民との人間関係や、多頭飼育者自身の心の問題も含んでいる。愛知県では特に住民関係が重要と考えており、一昨年度から地域の民生委員の会議にセンター職員が出席し当該問題等の説明を始めている。民生委員の方から早い段階で気づいてもらえるよう、また民生委員の方以外の解決の方法について他県の事例を研究しながら進めていきたいと考えている。

**【吉永副会長】**

動物病院の先生方は、案外そういった状況について把握していると思う。「あそこはたくさん飼っているな」といった具合に。動物愛護法の改正で動物虐待防止についても強く言われるようになってきたが、多頭飼育は虐待にあたるのかという疑問はある。

**【鈴木委員】**

報道でよく取り上げられる事例では虐待に焦点があてられており、そう判断されうるようなものが多いが、全ての多頭飼育が虐待とされるかは微妙なところだと思う。獣医師の先生の通報義務がどこから発生するかは法定義務になったばかりでまだ運用が見えないところである。民生委員の方にお問い合わせするのは一つの手段であると思う。

**【吉永副会長】**

明らかに痩せた犬猫が運ばれてきた際には虐待と考えてもいいと思う。この件は獣医師会にも改めて周知していきたい。

心配している点としては、狂犬病の予防接種率が現在低下傾向で昨年度は76%、今年は更にコロナの影響で集合注射が軒並み中止していることから70%を切ってしまうのではないかということ。狂犬病が国内に入ってきた際に流行を防ぐことができるラインが70%と言われている。岡崎や豊田においては接種率は去年と比べてどうか。

**【小川委員】**

今年は岡崎市も集合注射を中止しており、その旨を説明をした際には「じゃあ今年は打たなくていいのか」という市民の反応もあった。今後接種してくれる人もいると思うが、内心は接種率が低下するのではないかと心配している。コロナ禍が過ぎ去っても下がったままになってしまうのが一番怖い。

**【大羽委員】**

小型の室内犬を飼う人で、外に出さないからという理由で接種しない人が非常に増えているという話を聞く。また、飼い犬を大事にするあまり、注射の副作用を考えて打たないという人も増えているので、どこかで大丈夫だと伝える機会が必要だと思う。

**【吉永副会長】**

そういった説明は臨床獣医師の力が必要と思う。

小型の室内犬を飼う人のケースでは犬の登録を提出していない人も想定される。とすると、実際の接種率は更に低い可能性もある。

**【浅井委員】**

豊田も集合注射は途中で中止した。例年はまだ接種していない飼い主に督促状を出していたが、今年は12月までに案内状を出す予定。

**【水谷委員】**

名古屋市も途中で集合注射を中止した。これまで集合注射を利用していた人からどうしたらよいか問い合わせもあり、その都度、動物病院でも接種して貰える旨お伝えした。

集合注射しか利用したことがない人に、動物病院も利用することもできるという事を今後も周知することができればよいと思っている。

現時点で接種率は昨年度より低下している。

ウ 愛知県動物愛護管理推進計画の見直しについて

事務局 黒坂主査 見直しの概要を説明。

**【事務局】**

推進計画の改定素案については内容が膨大であるので、本日協議し尽くしてもらう事は難しいと思っている。今後、素案に対して御意見等あれば、お電話もしくは直接対面により調査したいと考えている。協議会終了後、メール等で御連絡させていただき、意見の有無やどのように意見を伺うのがよいかご相談させていただきたい。計画については、今後皆さまの御意見を元に修正を加え、関係市町村の意見も調査し、まとめた後に12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施したいと思っている。県民の意見を反映した上で、最終の計画としたいと考えているのでよろしく願います。

エ 2019年度愛知県動物愛護推進員の活動報告について

事務局 黒坂主査 活動実績の概要を説明。

**【事務局】**

動物愛護推進員は一昨年前まで獣医師の先生のみであったが、昨年からはボランティアの方にも枠を広げ活動をしてもらっているところ。まだ始めたばかりなので今後改善していきたいと思う。

(3) 報告事項

ア 名古屋市人とペットの共生推進プランについて

**【水谷委員】** 昨年度名古屋市で策定したプランの概要を説明。

**【大羽委員】**

犬猫を迷惑に感じていると答えた市民の割合が3割ということだが、これはどのようにアンケートをおこなったのか。

**【水谷委員】**

例年、市政についてのアンケートを実施しており、その中の一項目であると聞いている。

**【大羽委員】**

行政に苦情を言う事についてハードルの高さを感じており、なかなか届かない声もある。ボランティアがアンケートを行うともすごい数の不満があげられる。アンケート

でどこまでうまく引き出せるか。

【吉永副会長】

具体的には猫の糞尿の苦情が一番多いか。

【水谷委員】

必ずしもそうではなく、地域性もある。

【大羽委員】

行政は積極的にアンケートを取って貰いたい。最初は無記名とかでいいと思う。わざわざ苦情の電話をかけるのはすごくハードルが高いみたいなので。現状把握をした方がいいのではないかと思う。

#### 4 その他

【小川委員】

昨年度の会議では、愛知県の動物愛護センターで譲渡する犬猫を有料化するという話であったが、それにより譲渡する犬猫の数が減ったということはあるか。

【事務局】

当初はコロナの影響もあり譲渡数への影響が懸念されたが、現時点では譲渡数は思ったほど深刻な減少はない。また、有料化に伴う苦情は特にはない。

【鈴木委員】

計画の改正で遺棄・虐待の項目が入ったが、今回の法改正の罰則規定で驚いているのは、殺傷・遺棄・虐待の法定刑のところ。殺傷に至っては5年以下の懲役または500万円以下の罰金まで上がった。5年というのは殺人刑の法定刑の下限と一緒に。殺人罪の最低法定刑が5年なので、実際にはないと思うが、理論的には犬1匹を殺した時と人1人を殺した時同じ重さの刑になる可能性がある、ということになる。何が言いたいかというと、警察や検察の見方として、一般論としては、法定刑が低いものよりも法定刑が高いものが事件化されていく可能性は大きくなっていくと思う。これからの運用としては、今までは虐待が疑われる事案でも、なかなか虐待では起訴できず、狂犬病予防法違反による罰金だけで終わらせる場合も多かったが、今後はどうなるかわからない。また、見て見ぬふりをした人達が幫助になったり、獣医の先生たちの通報義務履行違反が同時に虐待の幫助とされたり、といった議論になることも考え得る。もっと長い目で見ていかなければいけないが、この改正は色々な人に色々な影響を与える可能性があるのではないかと個人的には思っている。警察や検察が何でもかんでも事件化するというわけではないが、社会がそういった動きになった場合は動かざるをえないということがありうる。先ほど言われたように、将来、狂犬病予防注射が7割を切って、社会的に問題ではないか、という論調が盛り上がってくると、「ちょっとやっておくか」という話になることも世の中の流れとしてはあるわけで、「刑罰を受けたくないからやめましょう」という議論ではないが、そういう動きになってくる可能性がむしろ10年15年の間にあるだろうと思って、そこを見据えながら殺傷・遺棄・虐待は見なければならぬと個人的には思っている。

**【吉永副会長】**

予定されていた議題等が全て終了しましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆さまにおかれましては、円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。